

## 穂波東グラウンドの使用料に係る免除基準

令和3年3月31日

飯塚市告示第98号

穂波東グラウンドの使用料に係る飯塚市行政財産使用料条例(平成18年飯塚市条例第54号)第5条第6号の規定に基づく免除の基準を次のように定める。

### 1 穂波東グラウンドの使用料の免除基準及び免除割合

(1) 次に掲げる団体が、団体の目的に即した活動に使用するとき 全額

ア 児童又は生徒の社会教育、スポーツ振興等を図ることを目的に組織された  
団体

イ 認定こども園、幼稚園、保育所(園)

ウ 自治会

エ 行政機関

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。